

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月1日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園恵泉こども園		指摘事項なし	
令和5年11月1日 実地	幼保連携型認定こども園 緑が丘幼稚園		指摘事項なし	
令和5年11月7日 実地	幼保連携型認定こども園 小鳥の森 こども園		指摘事項なし	
令和5年11月7日 実地	幼保連携型認定こども園 新潟あゆみこども園		指摘事項なし	

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月8日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園 栄光こども園		指摘事項なし	
令和5年11月8日 実地	幼保連携型認定こども園 ながたゆめのつばさ こども園		指摘事項なし	
令和5年11月9日 実地	幼保連携型認定こども園 新潟認定こども園		指摘事項なし	
令和5年11月9日 実地	幼保連携型認定こども園 隣保館認定こども園		指摘事項なし	

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月10日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園 親松幼稚園		指摘事項なし	
令和5年11月10日 実地	幼保連携型認定こども園 京王幼稚園		指摘事項なし	
令和5年11月15日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園あそびの森 つばさ幼稚園		指摘事項なし	
令和5年12月13日 実地	幼保連携型認定こども園 松の実こども園		指摘事項なし	

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月17日	幼保連携型認定こども園 旭が丘こども園		指摘事項なし	
実地				

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月17日	幼保連携型認定こども園 明美ヶ丘こども園	施設	運営規程が掲示されていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、適切に掲示をしてください。	令和6年1月5日に7ページの運営規定を1枚ずつラミネートをして、園舎玄関の掲示板に掲示いたしました。保護者の方々にも掲示していることを伝え、園運営の基本となる規則ですから、来園の折には、一読くださいとお知らせしました。
実地				

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月21日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園寺尾幼稚園		指摘事項なし	
令和5年11月21日 実地	幼保連携型認定こども園 認定こども園 ノートルダム幼稚園・保育園		指摘事項なし	

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月22日	幼保連携型認定こども園 天鐘こども園	施設	前回の監査時に同様の指摘をしましたが、入園時の説明資料に運営規程の概要・職員の勤務体制の記載がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、説明資料に内容を追加し文書による説明を行い、同意を得てください。	新入園児体験会時に文書により説明
実地		施設	前回の監査時に同様の指摘をしましたが、運営規程等が掲示されていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の選択に資する重要事項及び苦情受付体制を、園内の見やすい場所に掲示してください。	玄関前の風除室内の見やすい場所に掲示

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月22日	幼保連携型認定こども園 東小針認定こども園		指摘事項なし	
実地				
令和5年11月28日	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園 有明こども園		指摘事項なし	
実地				
令和5年11月28日	幼保連携型認定こども園 新潟えきなかこども園		指摘事項なし	
実地				
令和5年11月29日	幼保連携型認定こども園 愛慈こども園		指摘事項なし	
実地				

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年11月29日 実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定 なの花こども園		指摘事項なし	
令和5年12月1日 実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園 あおぞら		指摘事項なし	
令和5年12月1日 実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園 おひさま		指摘事項なし	

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月6日	幼保連携型認定こども園 寄居こども園	法人 運営	評議員会の招集通知が発出されていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、招集通知を発出し、1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	評議員会後に次回の日程の確認をしても、正式な招集を招集通知をもって行う。招集通知をもって行う。招集通知を発出し1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催する。
実地	社会福祉法人 寄居英心会			

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月6日 実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型 こやす認定こども園 社会福祉法人 弘法児童福祉会	法人 運営	理事の選任について、「社会福祉事業について識見を有する者」として選任された者が含まれていることを確認できませんでした。社会福祉法第44条第4項に基づき、上記要件を満たす者を適正な手続きにより選任してください。	次回の改選時に理事を選出する際には、資格要件に該当するよう配慮する。
		法人 運営	監事の選任について、「財務管理について識見を有する者」として選任された者が含まれていることを確認できませんでした。社会福祉法第44条第5項に基づき、上記要件を満たす者を適正な手続きにより選任してください。	次回の改選時に監事を選出する際には、資格要件に該当するよう配慮する。
		法人 運営	業務執行理事の選定について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項および定款第16条第2項に基づき、理事会の決議で行ってください。	次回の改選時には、業務実行理事を選出するよう配慮する。
		法人 運営	理事会及び評議員会の招集通知について、欠席した場合の書面決議に関する記載がありました。理事会及び評議員会の決議については、社会福祉法第45条の9第6項、第45条の14第4項の規定に基づき、議決に加わることができる者が出席し、行ってください。また、書面等での意思表示は出席と認められません。	今後は理事会を開催する際には、出席者のみで議決を行うものとする。
		法人 運営	定時評議員会について、理事会開催日から中12日で開催されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	次回開催より、理事会と評議員会の開催間隔を中14日以上とする。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回より評議員会開催前に監事の同意を得るようにする。
		法人 運営	評議員及び役員等の選任について、欠格事由に該当しない旨の確認が暴力団員等に関するもののみでした。社会福祉法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しない旨を確認してください。	次回より社会福祉法第4お嬢に該当しない旨を確認する。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月8日	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定 めいけこども園		指摘事項なし	
実地	社会福祉法人 三和会			

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月8日	幼保連携型認定こども園 紫竹山こども園	法人 運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要等を記載してください。	次回の評議員会の収集通知より、議題・議案概要等を記載します。
実地	社会福祉法人 松の木会	法人 運営	理事長の業務執行報告が年1回しか行われていませんでした。定款第17条第3項に基づき、4ヶ月を超える間隔で年2回以上実施してください。	理事長の業務執行状況報告を4ヶ月を超える間隔で年2回以上実施します。
		法人 運営	評議員の選任手順について、定款第6条第3項に基づき理事会により評議員候補者の推薦の議決後に評議員選任・解任委員会を開催してください。	理事会において評議員候補者の推薦の議決後に評議員選任・解任委員会を開催します。
		法人 運営	監事の理事会への出席について、4回続けて欠席している監事がありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。	監事の理事会への出席に配慮し、意見を求めるよう努めます。
		法人 運営	駐車場の賃借契約について、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項に基づき、理事会において利益相反取引の承認の議決を行ってください。また、社会福祉法第45条の14第5項に基づき、特別の利害関係を有している理事は当該決議に加わることができないので、注意してください。	駐車場の賃借契約について、理事会において利益相反取引の承認決議を行います。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月15日 実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定 割野こども園 社会福祉法人 同朋福祉協会	法人 運営	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	令和6年度理事会より評議員会の開催日時等について決議した上、その旨を議事録に記載し招集状を評議員開催一週間前までに発出します。
		法人 運営	評議員会の決議により理事及び監事を選任していますが、各候補者ごとに決議を行ったことが議事録で確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行った旨を記録に残してください。	次回の改選時より各候補者ごとの決議の旨を議事録に記載します。
		法人 運営	理事会議事録について、理事長、理事全員、監事が議事録署名人として記名押印していました。定款第27条の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	令和6年度理事会議事録より出席した理事長、監事の記名押印を行います。
		法人 運営	園長の選任が理事会の決議で行われていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項および定款第22条第2項に基づき、理事会で決議をしてください。	園長等重要な役割を任命する際は理事会にて決議を行い、その旨を議事録に記載します。
		法人 運営	理事長の選任について決議の省略で行っていましたが、理事長を含む理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことが確認できませんでした。決議のやり直しでは求めませんが、定款第26条第2項に基づき、理事の全員の同意を確認してください。	理事長となる理事の同意を得て同意書を作成します。
		法人 運営	評議員会の決議について、特別の利害関係を有する者が決議に加わっていないか確認した旨を議事録等の記録で確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第8項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残してください。	評議員会の決議に入る前に特別な利害関係について確認し、その旨を議事録に記載します。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月15日 実地	幼保連携型認定こども園 満日こども園 社会福祉法人 満日福祉会	法人 運営	評議員会議事録について、理事長及び会議に出席した評議員のうちから選出された2名が記名押印していました。定款第14条第2項の規定に基づき、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印してください。	次回から議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の記名押印します。
		法人 運営	監事の理事会への出席について、2回続けて欠席している監事がありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。	該当の監事の方が今後理事会へ参加されることが難しいとのことなので、新たな監事を選任します。
		法人 運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、議事録に記録を残してください。	次回から記録に残します。
		法人 運営	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	次回から記録に残します。
		法人 運営	業務執行理事の選定について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項に基づき、理事会の決議で行ってください。	次回理事会を開催した際に記録に決議を行います。
		法人 運営	評議員、役員の選任について、選任要件を確認せずに選任決議がされていました。社会福祉法第39条、第44条第4項、第5項に基づき、評議員、役員の選任決議の際は、各要件を確認した上で決議し、その旨を議事録に残してください。	次回から記録に残します。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月19日 実地	幼保連携型認定こども園 この実こども園 社会福祉法人 鈴の音福祉会	法人 運営	評議員会への出席について、令和4年度の評議員会を全て欠席し、令和5年度の定時評議員会も欠席した評議員が2名いました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、開催日程の調整等により改善を図ってください。また当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、選任替えも含めて検討してください。	令和6年開催の理事会・評議員会より開催日程の調整を図り改善して行きたい。評議員の選任については再度確認し選任替えも含めて検討します。
		法人 運営	理事・監事の選任について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第1項ならびに定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において各候補者ごとに決議を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	理事・監事の選任について、評議員会において各候補者ごとに決議し議事録に明記します。
		法人 運営	理事会を「決議の省略」で行った際、提案者が理事長であったことを理由に同意書を徴取していませんでした。社会福祉法第45条の114第9項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における第96条（理事会決議の省略）に基づき、理事全員から書面又は電磁的記録により同意の意思を確認してください。	理事会を決議の省略で行った際は理事全員から書面又は電磁的記録により同意の意思を確認します。
		法人 会計	計算書類および財産目録に計上している普通預金額と残高証明書の金額が不一致でした。利用者負担金の二重仕分け、預金利息の計上もれによるものですが、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）第2条第1項第1項、第2項に基づき、計算書類は正しく記帳された会計帳簿を基にして、資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	令和3年11月12日に厚生労働省より通知されたQ&Aに則り、誤謬が判明した年度での修正を行い、理事会及び評議員会にて決算書類の報告を行います。
		法人 会計	収納した金銭の管理について、入金後そのまま支出しているものがありました。経理規程第22条に基づき、直接支出に充てることなく、3日以内に金融機関に預け入れてください。	収納した金銭の管理について、入金後3日以内に金融機関に預け入れします。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年12月19日 実地	幼保連携型認定こども園 山五十嵐こども園 社会福祉法人 大地会	法人 運営	評議員会に諮られることなく、就任した理事がいました。社会福祉法第43条に基づき、理事の選任は評議員会に権限がありますので、議決した上で就任させてください。	次回以降の理事選任の際には、定款どおり評議員会で議決してから就任いたします。今回の新理事の就任日を実際に評議員会で議決、承認された日に変更しました。
		法人 運営	法人理事について、施設の管理者が選任される必要があります。退任した園長がそのまま理事として留まっているものの、現園長は選任されていません。社会福祉法第44条第4項により、法人として求められる理事の選任要件について確認し、必要な措置を講じてください。なお、新たな理事を選任する際は、法人内の特殊な関係が社会福祉法で認められる範疇となるよう留意してください。	現園長が新たに定款どおりの方法で理事に就任します。また、現理事の一名は退任してもらい、法人内の特殊な関係者が社会福祉法の範疇となるようにします。
		法人 会計	その他の積立金について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額を超えて積み立てしていました。平成28年3月31日社援発0331第39号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」19に基づき、余剰が生じた場合にその範囲内で積み立ててください。	今後は余剰が生じた場合には、制度の範囲内で積み立てます。
		法人 会計	定款第28条第2項第2号に「基本財産」として規定する保護者送迎用駐車場敷地が、財産目録では「その他の固定資産」として計上されており、同条に敷地として規定する「土地」の面積と地番が異なっていました。社会福祉法人会計基準第31条に基づき、法人における全ての資産について正しく詳細に表示してください。	定款どおりに基本財産に計上し、全ての資産について正しく表示します。今年度決算を理事会、評議員会で承認後「財産目録」を改善確認資料として提出します。
		施設	施設長が資格要件を満たしていない場合の特例で任命されたことが辞令等で確認できませんでした。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条に基づき、法人の理事が施設長を任命する場合は、幼稚園教諭や保育士等の資格保有が無くても例外として認めているため、理事会での承認や辞令書の交付等で特例任命したことを記録に残してください。	保育課からも特例任命命めた辞令書等の指導をいただき、施設長変更の手続きを遅まきながら完了しました。年度末の理事会において特例任命の辞令を交付したことを承認してもらい記録に残します。

令和5年度 幼保連携型認定こども園 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和5年9月5日	幼保連携型認定こども園 吉田こども園	施設	主たる保育時間における保育従事者数について、余裕がない配置となっています。休憩や休暇、保育以外の事務作業等で職員が欠けると、必要な保育従事者数が確保できない状態です。また、人員配置については前回の監査時にも指摘している事項であり、一時的な改善は見られますが、現状では、改善状況が継続されていません。新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項に基づき、保育従事者を確保し適正な人員配置を行ってください。また、職員が継続して勤務ができるよう、職場環境の整備に努めてください。	・過去の振り返りと反省の上、更なる人材確保・育成・定着を図ります。基準を満たすことはもちろんのこと、適正な人員配置を行うよう継続して募集等を行うよう継続して募集等を行っていきます。また、職員が定着するよう職場内のコミュニケーションを良くして職場環境の改善を図ります。
実地		施設	「施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知」が保護者へ周知されていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第14条に基づき、通知を作成のうえ掲示する等保護者へ周知してください。なお、通知作成のためのデータが保育課から送付されていますので、添付されているシートを使用し通知を作成してください。	・通知を作成の上、保護者へ通知しました。